（様式第１）

番 号

年 月 日

公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会　殿

申請者 住所

名称

代表者氏名 　　　　　　　 印

　　　平成２５年度「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う

物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）」

交付申請書

　「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）」交付規定第４条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

１．補助事業の目的及び内容

２．補助事業の開始及び完了予定日

３．補助事業に要する経費 　　　　　　　　 円

４．補助対象経費 　　　　　　　　 円

５．補助金交付申請額 　　　　　　　　 円

６．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

７．同上の金額の算出基礎

（注１）申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

１．申請者の営む主な事業

２．申請者の資産及び負債に関する事項

３．補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法

４．補助事業の効果

５．補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

　　６．補助事業のスケジュール

　　７．補助事業の実施体制

　（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

　　　　　補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

（様式第２）

番 号

年 月 日

　名称

代表者氏名 　宛て

公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会

平２５年度「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う

物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）」

交付決定通知書

　平成　年　月　日付け第　号をもって申請のありました補助金については、省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）交付規定第５条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成　年　月　日付け第　号で申請のありました平成２５年度「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（荷主の物流効率化促進に資する先行的取組の実証事業）」交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

２．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費 金 円

補助対象経費 金 　 円

補助金の額 金 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

３．補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

４．補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

５．補助事業者は、適正化法、施行令及び交付規定の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

（１）適正化法第１７条第１項若しくは第２項の規定による交付決定の取消し、第１８条第１項の規定による補助金の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付

（２）適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則

（３）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

（４）当協会の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

（５）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

６．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規定の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

（様式第３）

番 号

年 月 日

公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会　殿

補助事業者 住所

名称

代表者氏名 　 　　　　　　印

平成２５年度「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う

　物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）」

計画変更（等）承認申請書

　「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）」交付規定第８条第１項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容

２．変更を必要とする理由

３．変更が補助事業に及ぼす影響

４．変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

（新旧対比）

５．同上の算出基礎

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

（様式第４）

番 号

年 月 日

公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会　殿

補助事業者 住所

名称

代表者氏名　　　　　　 　 印

平成２５度「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う

物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）」

事故報告書

　「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）」交付規定第１１条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．事故の原因及び内容

２．事故に係る金額 　円

３．事故に対して採った措置

４．補助事業の遂行及び完了の予定

（様式第５）

番 号

年 月 日

公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会　殿

補助事業者 住所

名称

代表者氏名　　　　　　 　 印

平成２５年度「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う

物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）」

状況報告書

　「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）」交付規定第１２条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業の遂行状況

２．補助対象経費の区分別収支概要

（様式第６）

番 号

年 月 日

公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会　殿

補助事業者 住所

名称

代表者氏名　　　　　　 　 印

平成２５年度「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う

物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）」

実績報告書

「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）」交付規定第１３条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．実施した補助事業

（１）補助事業の内容

（２）重点的に実施した事項

（３）補助事業の効果

２．補助事業の収支決算

（１）収 入 　　 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項 目 | 金 額 |
| 自己資金  補助金充当額 |  |
| 合　 計 |  |

（２）支 出

（イ）総括表 　　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区 分 | 補助事業に  要した経費 | | 補 助 対 象 経 費 | | | | 補助金充当額 | |
| 計画額 | 実績額 | 計画額 | 流用額 | 流用後額 | 実績額 | 交 付  決定額 | 実績額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

（ロ）経費の内訳　（各経費の配分ごとの実績の内訳を記載）

（注１）当該年度に財産を取得しているときは、交付規定第１８条第３項の規定に基づき、様式第１０による取得財産等管理明細表を添付することとする。

（様式第７）

番 号

年 月 日

公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会　殿

補助事業者 住所

名称

代表者氏名　　　　　　 　 印

平成２５年度「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う

物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）」

精算（概算）払請求書

　「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）」交付規定第１５条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）　　　　　　　　　円

２．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

３．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

４．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（様式第８）

番 号

年 月 日

公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会　殿

補助事業者 住所

氏名　　法人にあっては名称

及び代表者の氏名 　 印

平成２５度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

　「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）」交付規定第１６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助金額（交付規定第１４条第１項による額の確定額） 　　 円

２．補助金の確定時における消費税及び地方消費税に

　係る仕入控除税額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に

　係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 　 　　　　 円

４．補助金返還相当額（３．－２．） 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

（様式第９）

取得財産等管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|  |  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規定第１９条第１項に

定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（様式第１０）

取得財産等管理明細表（平成 年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|  |  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規定第１９条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（様式第１１）

番 号

年 月 日

公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会　殿

補助事業者 住所

名称

代表者氏名　　　　　　 　 印

平成２５年度「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う

物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）」

財産処分承認申請書

「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（自家物流業者等が行う物流業務の自動化や拠点集約等を通じた物流効率化に資する先行的取組の実証事業）」交付規定第１８条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．処分の内容

①処分する財産名等（別紙）　※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日

処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

２．処分理由